

令和7年度 11月分 詳細な献立別アレルギー表示一覧表

NO.1

◆必ずお読みください◆

- | | |
|----------------------------------|---|
| 1 表記内容について | ○ 食品表示法等に基づき、特定原材料(表示義務)と特定原材料に準ずるもの(表示を推奨)について「●」がついています。 |
| 特定原材料(表示義務) | えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生 |
| 特定原材料に準ずるもの
(表示を推奨)
(任意表示) | アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ
カシューなツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、
さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナツツ(注)、
もも、やまいも、りんご、ゼラチン |

※学校給食では、特定原材料の「そば、かに、落花生を含む食品」は使用しません。
※特定原材料に準ずるもののうち、「あわび・いくら・オレンジ・カシューなツ・キウイフルーツ・バナナ・

※特定原材料に準ずるもの20品目は表示を推奨する品目であり、含まれていても表示されないことがあります。

(注) 令和6年3月、「マカダミアナッツ」が特定原材料に準ずるものに追加され、「まつたけ」が特定原材料に準ずるものから削除されました(消費者庁)

- コンタミネーションの注意喚起については、記載してありません。
※コンタミネーションとは

※コンタミネーションとは… 食品の製造や調理の過程で、原材料としては使用していないにもかわらず、機械や器具等から偶発的にアレルギー（アレルギーの原因物質）が混入してしまうこと

機械や器具等から偶発的にアレルケン(アレルキーの原因物質)が混入してしまうこと。(注意喚起例)

- ・同一工場、製造ライン使用によるもの
「本品製造工場では〇〇（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」
「〇〇（特定原材料等の名称）を使用した製品で製造しています。」等

「〇〇(特定原材料等の名称)を使用した設備で製造しています。」等
・原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび・かにが混ざる漁法で採取しています。」等
・えび・かにを補食していることによるもの

「本製品(かまぼこ)で使用しているイトヨリダイは、えび・かにを食べています。」等
○学校給食では注意喚起表記程度のアレルゲンの混入量では発症しない児童生徒を

- 給食では、食器や調理・配膳器具を共用しています。

- 給食センターは、食缶・フライ缶等に入る料理を調理する場所は分かれていません。
- 給食センターで使用する揚げ油(菜種白絞油)は、アレルゲンを含む原材料及び

○セレクト給食等、複数のおかずが什切りにして1つの食缶に入ることがあります。

- 「レフト結果等、複数のものが並んで表示している」旨の表示は、必ずしも「含んでいない」ことを意味するものではありません

* 学校給食の食物アレルギーに関する問い合わせ * 学校給食センター Tel: 03-5735-1111